令和4年度　集団指導アンケート回答

サービス種別	項目	質問	回答
居宅介護支援	プラン作成について	「課題分析表」は、当事業所では、各介護支援専門員が使用しやすい「課題分析表」を使用しているのですが、事業所内で統一した方が良いですか？	現在の「課題分析表」でニーズが拾いやすい、情報整理がしやすいなどのメリット、デメリットを整理して事業所内で検討されてください。
認知症対応型共同生活介護	外部評価の公表について	外部評価の公表について評価結果を介護保険広域連合宛、ご家族、運営推進委員、事業所内の閲覧しやすい場所で公表しています。この公表方法でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
居宅介護支援	プラン作成について	個別サービス計画書について、ケアプランを変更し交付した時には、変更のあるもしくは追加の事業所のみに個別サービス計画書の依頼をしていました。今回の説明では、変更の無い事業所にも変更後のケアプランの日付に修正して再度本人家族の同意を得た個別サービス計画書の提出を求める必要があるとのことでしょうか。	プラン変更の内容が目標変更であれば整合性がとれないため再度個別計画書の見直しが必要になります。
居宅介護支援	特定事業所加算について	勤務表や集中減算の資料、特定事業所加算要件の毎月作成する資料について紙ベースではなくパソコンなどでの管理は出来ないのか？	事業所での管理においては電子管理で構いませんが、広域連合で提出の依頼を求めた場合、提示できるように対応をお願いします。掲示義務があるものについては適切に掲示するようにしてください。
居宅介護支援	退院退所加算について	カンファレンスの参加者・カンファレンス要件がわかりにくい。	令和3年4月版介護報酬の解釈（青本）のP863～P865に記載されていますのでご確認ください。
全サービス	押印署名について	押印署名の取扱いについて（多数あり）	令和3年介護報酬改定において利用者への説明・同意について相手方の承諾を得た上で書面に代えて「電磁的方法」によることができるとされました。 例えば電子メールにより利用者が同意の意思表示をする方法が考えられます。署名・押印を求めない場合は上記のような対応が必要であり、同意等を省略するものではありませんのでご留意願います。 なお、従前のとおり署名・押印欄を設けること可能ですが、押印をしなくても、契約の効力に影響はありません。 契約書等の押印については、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。 「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」 https://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf
居宅介護支援	プラン作成について	軽微な変更の取扱いについて	ケースによって一連の流れや必要性が変わる内容のため個別での相談をお願いいたします。
全サービス	Ｑ＆Ａについて	質問の公表について	問い合わせ内容が個別具体的なものになることを想定しているため回答内容によっては他利用者の事例では適用できない場合がありますので質問等がありましたら個別質問票にておい問合せください。